

「本橋次左衛門家」のその後…

地租改正期の民衆一揆「小瀬一揆」、この一揆に参加した本橋次左衛門(小舟村)は、明治11年(1878)8月12日に、首謀者の一人として死刑(斬罪)に処されます。後年に「義民」として顕彰される人物ですが、この処刑は当時どのように受け止められたのでしょうか、そして、次左衛門家はその後、どうなったのでしょうか。

彼の処刑の数日後(8月16日)に、小舟村が含まれる第四大区五小区の副区長であった大武重信おおたけしげのぶから本橋甚蔵じんぞう(本橋家の本家、当時小舟村長)宛に「至急用事」と書かれた手紙が届きます。(写真参照)

そこには、処刑された次左衛門の「死骸」の「葬祭」をどのようにするかについて、大武が苦悩している状況が垣間見えます。当時の職務として、村長は副区長の下に属するので、手紙には「御年内おとしないにて御取計おとりはからひ可被成候也なされるべくせうろうなり」とあり、行政上、急いで処理を願う旨を述べる一方で「御処刑ごしょけいニ相成候人物おにんぶつニ候故私義そうごうゆえわたくしぎも甚ダ心配」と、処刑された親族を気遣う心境も吐露しています。これらの相談事は、「御内々ごないない」のもので「他見ヲ禁スたけん きん」のものであったためか、他に関係書類が確認できず、この後の経過は不明です。

本橋 甚蔵

近現代史部会 協力員
飯塚 彬
(国文学研究資料館)



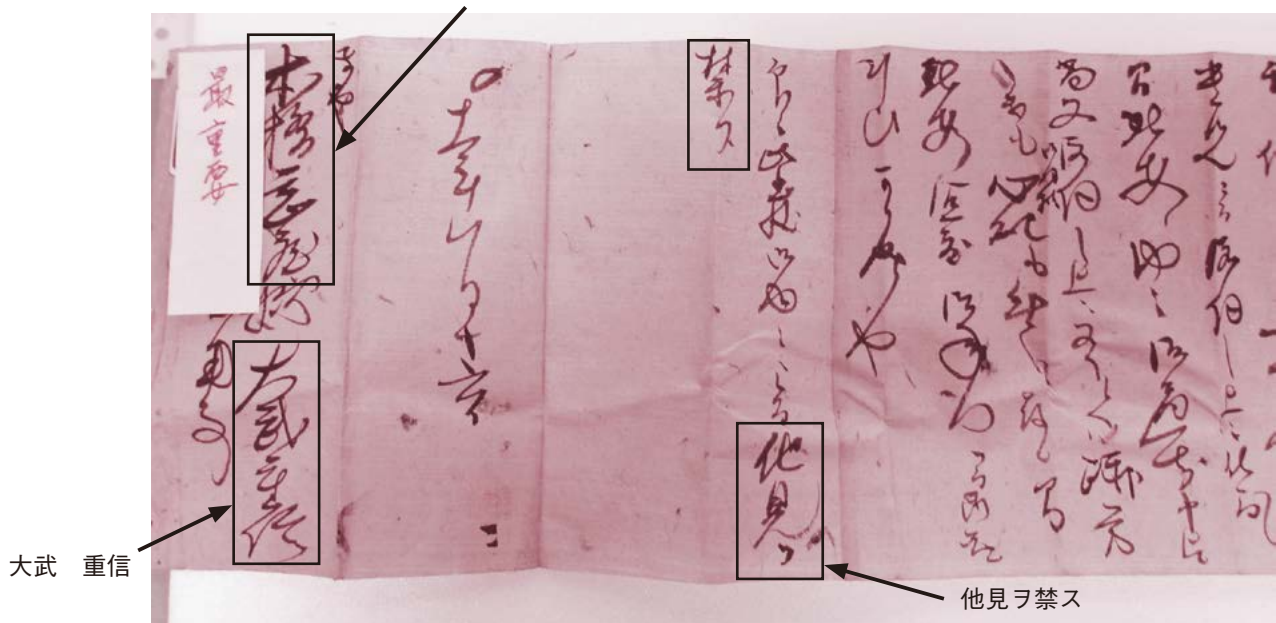
ただ、この手紙が平成9年(1997)の「緒川村史料調査収集専門委員会」の調査によって発掘され、「最重要」史料として位置付けられて現在にまで残っているのは、いかに地域にとって、これらの事実が重要であったのかを示しています。

なお、別の史料によるとその後、次左衛門家は長男である「初太郎」(農民)が処刑された父にかわって「戸主」となるように「戸籍之面御書替こせきのめんおきかえ」の願いを、茨城県令宛に申請しています(明治11年10月「戸主御書替之儀願こしゅおきかえのぎねがい」小舟区有文書190、常陸大宮市文書館所蔵)。

一揆への関心は市域でいまだ高いと思われませんが、市史では出来る限り残存の史料に即して地域への多様な影響を分析していきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■問い合わせ■

文化スポーツ課 文化振興グループ
電話:52-1111(内線343)



▲本橋甚蔵宛大武重信書簡(小舟区有文書1322、常陸大宮市文書館所蔵)
緒川村史料調査収集専門委員会により「最重要」の付箋が貼られ、現在まで残っている。